

番号	必要書類	様式番号又は発行機関	提出の要否	留意事項	提出確認欄		官用欄
					○を記載	過去に提出した申請情報	
1	①申請人が技能実習2号良好修了者（2年10か月以上）の場合 ②申請人が①に該当しない場合	以下のいずれかの書類 ・外国人自動車整備技能実習評価試験（専門級）の合格証明書の写し ・外国人自動車整備技能実習評価試験（専門級）の実技試験の結果通知書の写し ・技能検定3級の実技試験の合格証明書の写し ・技能実習生に関する評価調書	参考様式 第1-2号 ※評価調書のみ	△	※試験免除の対象となる技能実習の職種、作業は、自動車整備職種、自動車整備作業。 ※所属機関が申請人を技能実習生として受け入れたことがある場合で、技能実習法の「改善命令」や旧制度の「改善指導」を過去1年内に受けていないときは省略可。 ※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。 ※技能実習生に関する評価調書の発行が受けられない場合は、申請前に地方出入国在留管理局に要相談。	無	・申請年月日 ・受付番号
		以下のいずれかの書類 ・自動車整備分野特定技能1号評価試験の合格証明書の写し ・自動車整備士技能検定3級の合格証明書の写し	-	△	※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。		・申請年月日 ・受付番号
		以下のいずれかの書類 ・日本語能力試験（N4以上）の合格証明書の写し ・国際交流基金日本語基礎テストの判定結果通知書の写し	-	△	※職種・作業にかかわらず技能実習2号良好修了者（2年10か月以上）の場合は省略可であるが、技能実習2号良好修了者であることを証明する書類が必要。 ※申請人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。		・申請年月日 ・受付番号
2	自動車整備分野における特定技能外国人の受け入れに関する誓約書（特定技能所属機関）	分野参考様式第8-1号	○				
3	特定技能所属機関の以下のいずれかの書類 ・受付印のある自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書 ・受付印のある自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書	協議会	○				
4	自動車整備分野における特定技能外国人の受け入れに関する誓約書（登録支援機関）	分野参考様式第8-2号	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合は必要。			
5	登録支援機関の支援責任者や支援担当者などの外国人の支援を行う者の以下のいずれかの書類 ・1級又は2級の自動車整備士技能検定合格証の写し ・自動車整備士の養成施設において5年以上の指導に係る実務の経験を有することがわかる実務経験証明書	分野参考様式第8-3号 ※実務経験証明書のみ	△	※登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合は必要。 ※受け入れている任意の外国人に係る過去の在留諸申請において提出済み（現在もその内容に変更がなく、有効期限内のものに限る。）の場合は省略可。		・申請年月日 ・受付番号又は在留カード番号	

6	登録支援機関の以下のいずれかの書類 ・受付印のある自動車整備分野特定技能協議会入会届出書兼構成員資格証明書 ・受付印のある自動車整備分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書	協議会	△	＊登録支援機関に、1号特定技能外国人支援計画の実施の全部を委託する場合は必要。		
---	--	-----	---	---	--	--